

論文

学校経営および教育課程に関する教育改革の推移に関する考察 (その1)

—平成期の第I期前半における教育行政施策を中心として—

山崎 保寿

Consideration on the Transition of Educational Reforms Related to School Management
and Curriculum (Part 1) :

Focusing on Educational Administration Measures in the First Half Period of the Heisei Era

YAMAZAKI Yasutoshi

要 旨

平成期教育改革の時期区分は、ゆとり教育が終息した転換点である平成15(2003)年を区切りとし、第I期(移行期～平成15(2003)年頃)、第II期(平成15(2003)年頃～平成31(2019)年まで)に区分することができる。第I期前半(移行期～平成8(1996)年頃)の中でも、移行期である昭和60年代から平成初期にかかる教育改革の特徴は、臨時教育審議会答申の影響を色濃く受けたものであった。第I期前半では、臨時教育審議会が打ち出した個性重視の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応(国際化と情報化)を柱とし、単位制高等学校、総合学科の高等学校、初任者研修制度、生涯学習センターなどが発足し、以降における教育制度の基盤が形成されていった。

キーワード

平成期 教育改革 教育行政施策 臨時教育審議会 学習指導要領

目 次

- I. 問題の設定
- II. 平成期教育改革の時期区分に関する検討
- III. 第I期前半における教育改革の特徴
- IV. 本稿のまとめと今後の課題

注

文献

I. 問題の設定

我が国では、昭和60年代から平成期にかけて臨時教育審議会答申が提示した個性重視の原則と生涯学習体系への移行を中心とする教育行政施策が強力に推進されてきた。それにより、学校教育が制度的にも内容的にも一定の変貌を遂げるとともに、社会全体の情報化、国際化、少子高齢化などの急速な変化に伴い、新たな教育課題も浮上してきた。児童生徒には、コミュニケーション能力や対話力、情報活用能力や探求的な力など、グローバル社会の中で自らの力を発揮する能力を身に付けさせることが重要であり、また、教員にはその指導力とともに、多様化・複雑化した教育問題へも組織的に対応していく組織力やマネジメント力が一層求められるようになってきた。

そのために必要とされる教育行政施策が次々と打ち出されてきたが、平成期が終了した今、その経緯を振り返っておくことは重要である。昭和後期から平成初期には、学校教育を包括する生涯学習概念を背景にした教育行政施策が推進されてきた。また、学習指導要領では学力の概念を知識・理解から関心・意欲・態度へと比重を移した新しい学力観が提唱されてきた。平成期最初となった平成元(1989)年の学習指導要領で新しい学力観が打ち出され、10年後の平成10・11(1998・1999)年には「生きる力」の育成が学習指導要領のスローガンとして掲げられた。学校教育に関する教育行政施策が、生涯学習や地域との関係まで含めて拡大してきたことは平成期の特徴である。

続いて、基礎的・基本的な知識・技能の習得のうに思考力・判断力・表現力などの活用型の能力の育成をねらった平成20・21(2008・2009)年の学習指導要領改訂を経て、コンテンツとコンピテンシーとの両面を基調とした平成29・30(2017・2018)年の学習指導要領改訂が行われ、その内容の実現が令和の時代へと引き継がれた。このような経緯により、令和の時代に入った現在、学校教育ではSociety5.0の到来に対応し得る能力の育成が目指されている。

こうした平成期の教育行政施策の推移とその特徴についてまとめておくことは、平成期教育改革を総括するという意味で、また、国レベルの教育改革の動向に対して地方がどのように対応したかを今後明

らかにするうえで大きな意義がある。本研究は、学校経営および教育課程に関する教育行政の推移を中心として、平成期における教育行政施策に関する総括的な考察を行うものである。

なお、平成期の時期区分については後述するが、昭和60年代から平成初期にかけての教育改革の時期を移行期、その後、学習指導要領の一部改正によりゆとり教育が見直された平成15(2003)年までの時期を第Ⅰ期、それ以降、「確かな学力」を育成する方向に向かいつつ新たな展開がなされた平成31(2019)年までの時期を第Ⅱ期とする。さらに第Ⅰ期については、移行期(昭和60年代から平成初期)から平成8(1996)年頃までを第Ⅰ期前半、平成8(1996)年頃から平成15(2003)年頃までを第Ⅰ期後半と区分する。教育行政施策の継続性から、これらの時期区分には隣接時期との若干の重なりはあるが、それぞれの時期の特徴に応じて考察することとする。

本稿で考察の対象とする時期は、移行期(昭和60年代～平成初期)および第Ⅰ期前半(移行期～平成8(1996)年頃)である。本稿の課題として次の3点を設定する。

- (1)平成期全体を俯瞰し教育改革の特徴を吟味したうえで、平成期教育改革の時期区分を示す。
- (2)平成期教育改革の時期区分に基づき、臨時教育審議会答申の影響が大きかった移行期(昭和60年代から平成初期)の特徴を明らかにする。
- (3)学校教育を包括する生涯学習概念が基盤となり教育行政改革が推進された第Ⅰ期前半(移行期～平成8(1996)年頃)の特徴を明らかにする。

II. 平成期教育改革の時期区分に関する検討

平成期を対象に含めて我が国の教育改革を考察した先行研究は多いが、平成期の時期区分を示して総括的に考察した先行研究は管見の限り僅少である。本稿のテーマに関連する先行研究として、福本(1995)¹⁾、山崎(2001)²⁾、戸田(2009)³⁾、多田(2009)⁴⁾、山崎(2009)⁵⁾、海後他(2012)⁶⁾、宮本(2018)⁷⁾、福島(2004)⁸⁾を挙げるができる。

福本(1995)は、特別活動を中心に臨時教育審議会前後の教育改革を考察する中で、臨時教育審議会後に実施された教育制度改革についても詳細に要因を

分析している。福本は、臨時教育審議会第四次答申後に閣議決定された「教育改革に関する当面の具体化方策について—教育改革推進大綱—」(昭和62(1987)年10月)において、生涯学習体系への移行をはじめ、初任者研修制度の導入、教職課程科目における「特別活動」「生徒指導」の新設が明記され、「特別活動」「生徒指導」は平成2(1990)年度の大学入学生より適用されたことを報告している。

山崎(2001)は、戦後における高等学校の教育課程に関して、各学習指導要領の改訂時における教育行政施策を検討したうえで、科目の選択制がどのように推移してきたかを明らかにしている。山崎は、平成初期における高等学校の教育課程は昭和後期から続く選択制の拡大期にあったことを指摘している。

戸田(2009)は、昭和22(1947)年から平成20(2008)年までの学習指導要領の変遷を概観し、臨時教育審議会の果たした役割にも論じたうえで、「ゆとり教育」が後退した要因を考察している。戸田は、平成13(2001)年から平成14(2002)年にかけて、遠山敦子文部科学大臣の慎重な発言による文部科学省の対応があり、「ゆとり教育」が転換していったことを指摘している。

多田(2009)と山崎(2009)は、臨時教育審議会が掲げた変化への対応の方針が、その後の教育行政施策および学校教育に及ぼした影響について、平成20(2008)年頃までの経緯を明らかにしている。多田(2009)は、臨時教育審議会答申で国際社会への貢献が提示され、我が国のユネスコ活動や国際理解教育が進展したことを論じている。山崎(2009)は、臨時教育審議会答申以降、学習指導要領における情報教育の内容が一層重視され教員研修が実施されたことにより情報教育が推進したことを考察している。

海後他(2012)は、我が国の近代教育制度の創始とその確立・整備について検討し、平成10(1998)年頃までの教育改革の推移をまとめている。海後他は、昭和50年代後半から平成10年頃までの時期を従来の教育路線を見直し新たな展開に入った時期と位置付けている。

続いて、宮本(2018)は、戦後教育史における学習指導要領の変遷について考察し、平成期の学習指導要領を経験主義的教育観と系統主義的教育観から検討し、平成元(1989)年における生活科の創設と平成10(1998)年における総合的な学習の時間の創設が、

その後の学習指導要領の教育観に大きく影響したことを論じている。宮本が示した教育史年表からは、平成14(2002)年の文部科学大臣緊急アピール「確かな学力の向上のための2002緊急アピール『学びのすすめ』」以降、学習指導要領が最低基準として位置付けられた転換点を読み取れる。

また、福島(2004)は、平成7(1995)年から平成16(2004)年にかけて、教育行政および学校経営に関わる年表を作成しており、本稿が考察する第Ⅰ期に行われた教育行政施策を概観することができる。ただし、同年表に基づいて教育改革の具体的な背景、経緯等が論じられているわけではない。

これらの先行研究は、平成期教育改革の時期区分を明確に示したともとは言えないが、該当する時期の教育改革を把握するには参考になる。これらの先行研究を踏まえたうえで、平成期の教育改革全体を見渡すと、平成期教育改革の時期区分については、平成期前半の主流であったゆとり教育が後退し、学習指導要領の一部改正により「確かな学力」¹¹の育成を目指す方向に向かった転換点である平成15(2003)年を区切りとして、その前後に分けることが適切であろう。

この時期区分については、学校の教育活動に大きく影響した完全学校週5日制¹²の実施時期も根拠にしている。すべての土曜日と日曜日を休業日とする完全学校週5日制は、平成10(1998)年に改訂された学習指導要領が平成14(2002)年度から実施されることに合わせ、平成14(2002)年度から開始された。完全学校週5日制は、当初の文部科学省の教育改革プログラムでは、平成15(2003)年度からの開始が予定されていたが、平成10(1998)年改訂学習指導要領の実施に合わせ、平成14(2002)年度から前倒しの形で開始されたのである。

さらに、この時期に社会問題化した学力低下問題⁹の影響を受け、国際学力調査の結果なども考慮して、文部科学省は平成15(2003)年に、「確かな学力」の育成を目途とした学習指導要領の一部改正に踏み切った。通常の改訂期間の半ばに学習指導要領の一部改正を実行したことによって、ゆとり教育は終焉を迎えるとともに、以降は「生きる力」を知の側面から捉えた「確かな学力」の育成が目指されることになった。

以上に述べた理由から、平成15(2003)年を平成期

における教育改革の区切りとすることは十分な根拠があるといえる。本稿では、教育行政施策を中心に捉えた場合の平成期の時期区分として、平成15(2003)年頃までを第I期、平成15(2003)年頃以降を第II期とする。第I期については、昭和60年代に出された臨時教育審議会の4回にわたる答申内容を平成初期にかけて実現していった時期を移行期(昭和60年代から平成初期)とする。そして、移行期の教育改革を引き継ぎながらも平成元(1989)年に改訂された学習指導要領を実施していった時期を第I期前半(移行期～平成8(1995)年頃)、平成10・11(1998・1999)年改訂の学習指導要領に関する改訂作業が始まり学校の自主性・自律性の確立が目指されていった時期を第I期後半(平成8(1996)年頃～平成15(2003)年頃)とする。前述したように、これらの時期区分には、隣接時期との若干の重なりがあるが、教育行政施策の継続性を踏まえ、それぞれの時期における特徴を踏まえた考察を行うこととする。図1は、本稿における平成期の時期区分を示したものである。

Ⅲ. 第I期前半における教育改革の特徴

1. 移行期：臨時教育審議会の影響

昭和60年代から平成初期にかかる教育改革は、臨時教育審議会答申の影響を色濃く受けたものであった。臨時教育審議会は、昭和59(1984)年に内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行う行政機関として設置され、昭和60(1985)年から62(1987)年にかけて教育改革に関する4回の答申を行った^{注3}。

臨時教育審議会の第一次答申(昭和60(1985)年6月26日)では、個性重視の原則を基本とし、大学入試の共通テスト、6年制中等学校、単位制高等学校の設立などが提言された。続く第二次答申(昭和61

(1986)年4月23日)では、生涯学習体系への移行をはじめ、初任者研修制度、帰国子女・海外子女教育への対応、情報化への対応などが提言された。

そして、第三次答申(昭和62(1987)年4月1日)では、教科書検定制度の改善、高校入学者選抜方法の改善、開かれた学校の在り方、新国際高校の設置、入学時期の検討などが提言された。最終答申となった第四次答申(昭和62(1987)年8月7日)では、個性重視の原則、国際化・情報化への対応、生涯学習体制の整備、中等教育の改革などについて提言された。

これらの提言内容は、個性重視の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応(国際化と情報化)を柱とし、我が国の教育制度全般の改革を促すものであった。提言内容の中では、単位制高等学校(昭和63(1988)年度から開設)、初任者研修制度(教育公務員特例法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(昭和63(1988)年5月31日公布)により平成元(1989)年度から実施)、国公私立大学の共通テスト(大学入試センター試験として平成2(1990)年1月から実施)^{注4}、6年制中等学校(平成10(1998)年6月の学校教育法改正により平成11(1999)年度から中等教育学校が開設)、開かれた学校(臨時教育審議会第三次・四次答申を契機として徐々に拡大)などが、昭和60年代から平成初期およびそれ以後にかけて次々と実現されていった^{注5}。

また、当時の文部省は、昭和63(1988)年に、従来の社会教育局を改組して生涯学習局を設置し、生涯学習に関する企画調整を行う新しい局を発足させ、生涯学習社会の制度的基盤づくりを推進していった。これを受けて、後述するように、都道府県教育委員会や都道府県立の教育センター等においても、生涯学習に関する部局または生涯学習センターが設置されていった。こうした臨時教育審議会答申に基づく教育改革が実現していった根底には、臨時教育審議会設置法に答申内容に関する尊重義務が明記されて

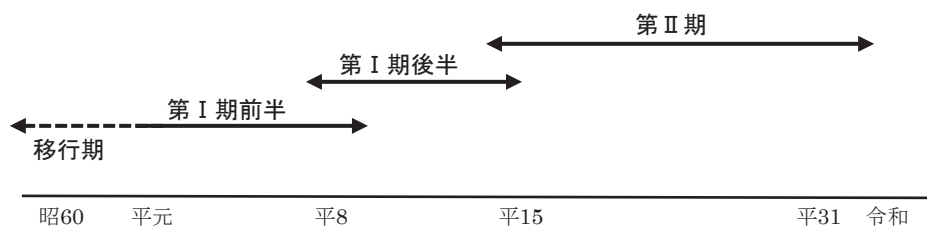


図1. 本稿における平成期の時期区分

いたこと、そして、文部大臣を本部長とした文部省教育改革実施本部が設置されたことがある。

このように、昭和60年代から平成期の第I期前半における教育改革の基本路線は臨時教育審議会答申の内容が核となって形作られていったといえる。

2. 平成元(1989)年の学習指導要領改訂

臨時教育審議会が設置される前には、第13期中央教育審議会が発足していたが、第13期中央教育審議会は、臨時教育審議会との関係で答申を出すことなく打ち切れ、それまでの審議内容は「審議経過報告」(昭和58(1983)年11月)としてまとめられ、後に教育課程審議会が引き継ぐ形となった。

また、昭和58(1983)年の第13期中央教育審議会教育内容等小委員会の報告の中では、自己教育力の育成について述べられた。同報告によれば、自己教育力とは、「主体的に学ぶ意志、態度、能力など」とされ、学習への意欲や学習の仕方の習得であり、これからの変化の激しい社会における生き方の問題に関わって、自己を生涯にわたって教育し続ける意志を形成することであるとされた。自己教育力の育成は、当時全国的な動向となりつつあった生涯学習社会の形成と深い関わりをもって、平成元(1989)年改訂学習指導要領におけるスローガンの一つとして位置付いた。

そして、昭和62(1987)年に教育課程審議会答申が出され、それを受けて平成元(1989)年に、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領が同時に改訂された。改訂の基本方針には、個性教育の推進、自己教育力の育成などの文言が含まれ、臨時教育審議会の答申内容と第13期中央教育審議会の審議内容との融合が見られる。

3. ゆとりある充実した学校生活の推進と生活科の創設

昭和から平成への移行期において改訂された学習指導要領の特徴は、その前回改訂である昭和52・53(1977・1978)年改訂の学習指導要領で目指されていた「ゆとりのあるしかも充実した学校生活」の方針が維持されていたことである。この方針は、その次

回改訂である平成10・11(1998・1999)年の改訂においても維持されることになるが、平成15(2003)年の学習指導要領一部改正によって、中途の時期で終息することになった。これに対して、平成元(1989)年の改訂によって実現した生活科は、ゆとり教育が後退した以降の学習指導要領改訂を経ても現在まで継続しており、児童の発達段階に対応した教科としての意義は大きいといえる。

もともと、生活科は、昭和52(1977)年の小学校学習指導要領改訂時^{註6}から検討されていたが、実現は平成元(1989)年改訂により小学校第1・2学年の理科と社会に代わり、生活の中での気付きと知の総合化を図る教科として開設されることになった。その過程では、小学校低学年で教科の総合化を進めるとの趣旨が臨時教育審議会第二次答申および第四次答申で提言されており、平成元年からの生活科成立を後押しすることとなった。実際に生活科が小学校第1・2学年で実施されたのは、この学習指導要領が施行された平成4(1992)年度からになった。

小学校低学年での教科の総合化に関する提言は、過去何回かなされておき、その流れが生活科の実現につながっていったといえる。小学校低学年での教科の総合化に関する提言は以前から行われていたが、昭和50年代からでは次のような答申等でなされている。すなわち、昭和51(1976)年教育課程審議会答申、昭和61(1986)年臨時教育審議会第二次答申、昭和61(1986)年「小学校低学年の教育に関する調査研究協力者会議」審議のまとめ、昭和62(1987)年臨時教育審議会第四次答申、昭和62(1987)年教育課程審議会答申である。こうした提言が重なり、小学校低学年での教科の総合化を図る方向が平成元(1989)年に生活科として成立したのである。

4. 平成元(1989)年改訂学習指導要領の特徴

昭和62(1987)年に教育課程審議会の答申が出され、それを受けて平成元(1989)年に、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領が改訂され、幼稚園教育要領も同時に改訂された。改訂の基本方針は、①心豊かな人間の育成、②基礎・基本の重視と個性教育の推進、③自己教育力の育成、④文化と伝統の尊重と国際理解の推進の4つである。

これらの基本方針に基づいて改訂された学習指導要領の主な特徴は次のようにまとめられる。

- (1) 小学校の1学年と2学年に生活科が新設されたこと。生活科は、具体的な活動や体験を通して、自分と身近な社会や自然とのかかわりに関心をもち、生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養うことをねらいとして構想されたものである。生活科の年間授業時数は、第1学年が102時間、第2学年が105時間(週当たり3単位時間)とされた。
- (2) 中学校における選択履修幅の拡大と習熟の程度に応じた指導の実施。選択履修については、第1・2学年は1教科以上、第3学年は2教科以上選択できることになった^{注7}。
- (3) 国際社会に生きる日本人として必要な自覚と資質を養うことを重視したこと。具体的には、小・中学校における歴史学習の改善、高校世界史の必修、中学校・高等学校における古典学習の充実、外国語におけるコミュニケーション能力の重視などがなされた。
- (4) 小・中学校の特別活動の領域では、学級会活動と学級指導を学級活動に統合して、望ましい集団生活や人間関係を築く指導を行うこととした。
- (5) 高等学校の社会科を地歴科と公民科に再編した^{注8}。また、家庭科を男女必修とした。

以上が平成元(1989)年改訂学習指導要領の主な特徴である。この学習指導要領は、小学校が平成4(1992)年度から実施され、同時に観点別学習状況の評価も導入された。中学校は平成5(1993)年度から全面实施され、高等学校は平成6(1994)年度入学生から学年進行で実施された。また、生涯学習センターの設置、高等学校における総合学科の新設などの教育改革に関する新たな動きが加わり第I期前半の時期に入ることになる。

5. 観点別学習状況の評価の導入と学習への配慮

第I期前半には、平成元(1989)年改訂学習指導要領が平成4(1992)年度から実施されることに伴い、平成3(1991)年3月に学習評価に関する児童生徒指導要録の改訂が行われた。これにより、児童生徒の学

習評価に関しては、それまでの知識・理解を重視してきた評価方法が、生涯学習社会に相応しい新しい学力観の考えに基づき関心・意欲・態度を第1の観点として評価する方法に変わっていった^{注9}。また、この改訂では観点別学習状況の評価の方法が重視されたことにより、評価基準を明確にした絶対評価の考えが強まり、児童生徒の学習状況の過程をより詳細に把握する評価方法が取り入れられた。絶対評価の考えは、平成10(1998)年改訂学習指導要領が実施された平成14(2002)年度から目標に準拠した評価として一層明確に打ち出された。

また、平成元(1989)年改訂学習指導要領の実施が平成4(1992)年度からであることから、各学校では標準的な教材を備えておくことが必要であり、平成3(1991)年3月に標準教材品目が制定された^{注10}。同年から、標準教材品目を満たすための標準教材整備10ヵ年計画が開始された。

このように、児童生徒の学習環境が整っていくのと時を同じくして、児童の権利に関する条約が平成6(1994)年4月22日に批准された。文部省は、都道府県教育委員会等に通知し、児童生徒の基本的人権に十分配慮した教育が行われるよう促した。

6. 生涯学習センターの設置と生涯学習の推進

臨時教育審議会の基本方針の一つであった生涯学習体系への移行を受け、平成元(1989)年4月24日に、文部大臣から中央教育審議会に対して、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」の諮問がなされた。これは、後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題および生涯学習の基盤整備について審議を諮るものであり、まず、生涯学習の基盤整備について、中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」(平成2(1990)年1月30日)としてまとめられた。同答申は、地域の生涯学習の中心機関となる生涯学習センターを設置し、研修講座等の事業を行うとともに、放送大学の学習センターの機能を備えるなどの提言を行った。これにより、都道府県教育センターに生涯学習に関する部局が設けられたり、教育センターの中に生涯学習センターを包摂する組織構造がとられたりするようになった。

平成2(1990)年には、「生涯学習の振興のための施

策の推進体制等の整備に関する法律」が制定され、7月1日から施行された。同法は、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関する推進体制の整備等を定めたものである。

さらに、平成4(1992)年には、生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対する生涯学習の振興方策について」(平成4(1992)年7月29日)が出され、生涯学習の振興に向けての取り組みが一層推進された。

7. 単位制高等学校の発足

移行期を含めた第I期前半では、臨時教育審議会の答申を受けた新しいタイプの高等学校の設立が開始され、後期中等教育における教育改革が展開された。ここでは、単位制高等学校および総合学科の高等学校について、設立の経緯を整理する。

単位制高等学校は、一般の高等学校のように学年制に基づいた教育課程の区分に従って進級または卒業する仕組みではなく、在学中の期間に所定の単位を修得して卒業資格の認定を行う制度の高等学校である。単位制高等学校は、昭和60(1985)年6月の臨時教育審議会第一次答申において、高等学校改革の一環として制度化が提言された。昭和63(1988)年3月の学校教育法施行規則の一部改正および単位制高等学校教育規程の制定により、当初は昭和63(1988)年度から定時制または通信制の課程の特別な形態のものとして導入された。初年度の昭和63(1988)年度には、公立では、杜陵高等学校(岩手県)、松本筑摩高等学校(長野県)、金沢中央高等学校(石川県)、私立では、東海望星高等学校(東京都)、向陽台高等学校(大阪府)、福智高等学校(福岡)が発足した。

その後、平成4(1992)年6月の「高等学校教育の改革の推進に関する会議第一次報告」を受け、多様な生徒の個に応じた教育課程の履修を促進し、生徒の選択の幅を拡大するため、平成5(1993)年度から、単位制高等学校の設置を全日制課程にも拡大している。単位制高等学校では、基本的に多様な選択科目を開設し、生徒の能力・適性、進路希望等に応じた教育を行っている。学期の区分ごとの単位認定の方法を取り入れるなど、入学前に他の高等学校で修得した教科・科目の単位や高等学校卒業程度認定試験の合格科目などについても、一定の条件のもとに卒業単位に加えることが可能となっている。単位制高

等学校の科目選択制度については、山崎(1997)¹⁰⁾が調査研究によって制度的意義と科目選択制度の特徴などを明らかにしている。

また、単位制高等学校では多様な生徒を受け入れるため、4月または3月以外の時期においても、学期の区分に従い、生徒を入学または卒業させることもでき、生涯学習の観点から、社会人の入学や科目履修にも対応できるようにしている。このように、単位制高等学校の特色は、生徒の入学動機、学習・生活歴等の多様化に対応し、生徒が自分の学習計画に基づいて必要な科目を選択し学習できることをはじめ、進路変更等による中途退学者や転入学を希望する者にも柔軟に対応することが可能なことである。また、学ぶ意欲を持つ者が生涯のどの時期でも学習できる場として、生涯学習社会における多様な学習要求に対応していくことが可能なことである。

8. 総合学科の新設

後期中等教育の制度改革について、第I期前半における学校教育に関する教育行政施策では、第14期中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」(平成3(1991)年4月19日)による教育制度改革の影響が大きい。同答申は、後期中等教育を中心に教育制度の改革を提言したものであり、後期中等教育に関連する高等教育の課題および生涯学習の基盤整備について示したものである。同答申において、高等学校の普通科と職業科を統合する新たな学科として、「総合的な新学科」を設置することが提言され、総合学科の新設に繋がった。

この経過について、服部(2005)¹¹⁾は、臨時教育審議会第四次答申において、それまでの学校教育の弊害であった画一性・硬直性・閉鎖性を打破し、個性重視の原則を確立するという教育改革の方向性が出され、後期中等教育の構造を柔軟にして多様な教育の機会を提供するための制度再編の一環として第14期中央教育審議会答申の「総合的な新学科」の提案に引き継がれていったことを明らかにしている。服部は、平成3(1991)年6月に、文部省が「高等学校教育の改革の推進に関する会議」を設置し、同会議が高校教育改革の具体的な施策の検討を始め、以後同会議による4回の報告のうち第四次報告が総合学科の基本理念および教育内容の具体像を提示したこと

を考察している^{注11}。

このような経緯により、平成5(1993)年に、高等学校教育の改革の推進に関する会議が、「高等学校教育の改革の推進について(第四次報告)—総合学科について(報告)—」(平成5(1993)年2月12日)を提出し、総合学科の基本理念と具体像を明確にした。総合学科は、平成5(1993)年の高等学校設置基準改訂に基づいて設置され、普通教育を主とする学科と専門教育を主とする学科とに対して、普通教育および専門教育を選択履修を旨として総合的に施す第三の学科として平成6(1994)年度から開設された。総合学科の特徴は、幅広く多様な選択科目、個々の生徒による時間割、単位制、原則履修科目「産業社会と人間」「課題研究」など、生徒の多様な学習要求と進路志望に対応した仕組みを有していることである。

総合学科の高等学校は、初年度の平成6(1994)年度には、岩谷堂高等学校(岩手県)、さくら清修高等学校(旧氏家高等学校、栃木県)、筑波大学附属坂戸高等学校、木本高等学校(三重県)、和歌山高等学校(和歌山県)、益田産業高等学校(島根県)、沖縄水産高等学校(沖縄県)の7校が発足した。

IV. 本稿のまとめと今後の課題

以上のように、平成期における第Ⅰ期前半の学校教育は、自己教育力の育成をスローガンとし新しい学力観を提唱した平成元(1989)年の学習指導要領改訂で幕を開けた。臨時教育審議会答申の内容を具現化していった移行期を含めて、第Ⅰ期前半の特徴は、「ゆとり教育」の一層の実現を基本方針とし、ゆとりある充実した学校生活によって新しい学力観が目指す方向を実現していった時期であるといえる。

本稿の内容は、次の3点にまとめられる。

- (1) 平成期教育改革の時期区分について検討し、ゆとり教育が後退し学習指導要領の一部改正により「確かな学力」の育成を目指す方向に向かった転換点である平成15(2003)年を第Ⅰ期と第Ⅱ期の区切りとすることが適切であることを示した。そのうえで、第Ⅰ期前半(移行期～平成8(1995)年頃)、第Ⅰ期後半(平成8(1996)年頃～平成15(2003)年頃)、第Ⅱ期(平成15(2003)年頃～平成31(2019)年)と区分した。
- (2) 移行期である昭和60年代から平成初期にかかる

教育改革の特徴は、臨時教育審議会答申の影響を色濃く受けたものであった。個性重視の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応(国際化と情報化)を柱とし、単位制高等学校、初任者研修制度など、我が国の教育制度全般の改革が進展した。

- (3) 第Ⅰ期前半では、平成元(1989)年改訂学習指導要領が平成4(1992)年度から実施されることに伴い、平成3(1991)年3月の児童生徒指導要録の改訂により生涯学習社会に相応しい新しい学力観の考えである関心・意欲・態度を第1の観点として評価する方法が変わった。また、生涯学習センターの設置、総合学科の高等学校の開設などが行われ、以降における教育制度の基盤的内容が形成されていった。

以上が本稿のまとめである。最後に、今後の課題は、平成期の第Ⅰ期後半および第Ⅱ期に行われた教育行政施策の特徴を明らかにすることである。そして、国レベルの教育改革の動向に対して地方がどのように対応したかということについて、地方資料に基づいて実証的に考察することである。

注

- 注1 「確かな学力」は、平成15(2003)年の学習指導要領一部改正を導いた中央教育審議会答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」(平成15(2003)年10月7日)で、「知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたもの」と示された。このように「確かな学力」は、知識や技能の修得に加えて学習者の主体性を重視した学力であるとされている。また、同答申と若干表現は異なるものの、「小学校、中学校、高等学校等の学習指導要領の一部改正等について」(文部科学事務次官通知：15文科初第923号、平成15(2003)年12月26日)では、「知識や技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力」とされた。このように「確かな学力」は、学習者の主体性を重視した学力であることが周知されている。
- 注2 学校週5日制については、平成4(1992)年9月から月1回の第2土曜日、平成7(1995)年4月から月2回の第2・第4土曜日と段階的な導入がなされてきた。中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(平成8(1996)年7月29日)を受け、平成15(2003)年度から完全学校週5日制に移行することが予定されていた。平成10(1998)年改訂学習指導要領の実施に合わせ平成14(2002)年度から開始された。
- 注3 臨時教育審議会は、臨時教育審議会設置法(昭和59(1984)年8月8日公布)に基づき総理府に設置された。同法には、答申内容に関する尊重義務が明記された。(第三条 内閣総理大臣は、前条第一項の諮問に対する答申又は同条第二項の意見(次項において「答申等」という。)を受けたときは、これを尊重しなければならない。)
- 注4 全ての国公立大学が参加した国公立大学共通第一次学力試験は、昭和54(1979)年1月から平成元(1989)年1月まで11年間実施された。
- 注5 荻原(2014)¹²⁾は、当初は臨時教育審議会の審議内容の実効性を疑問視する批判が強かったが、1990年代から臨時教育審議会答申への評価が高まり、臨時教育審議회를現代教育改革の起点と捉える見方が急速に広まったことを明らかにしている。
- 注6 昭和50(1975)年には、教育課程審議会答申において、理科および社会の内容を中心として新しい教科を設定することが提言された。昭和51(1976)年には、教育課程審議会答申において、具体的かつ総合的な活動を通して知識・技能の習得や態度・習慣の育成を図るために、合科的な指導を推進することが提言された。
- 注7 実際には、選択教科として外国語が含まれるので、第2学年で1教科、第3学年で2教科の選

択方式が多く行われた。

- 注8 臨時教育審議会は、教育改革の方針として個性重視の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応(国際社会への貢献、情報科への対応)を示していた。渋谷(1994)¹³⁾は、国際化への対応が、平成元(1989)年改訂の高等学校学習指導要領における世界史の必修化、社会科を地理歴史科と公民科に二分することに繋がったことを指摘している。
- 注9 昭和55(1980)年の指導要録の改訂では、観点別学習状況の評価が導入され、関心・態度が評価項目として示された観点の最後に位置付けられていた。平成3(1991)年の指導要録改訂では、評価の観点の改善があり、関心・意欲・態度、思考・判断、技能・表現(技能)、知識・理解が置かれた¹⁴⁾。
- 注10 標準教材品目(「義務教育諸学校における標準教材品目」)は、学校において標準的に必要とされる教材の品目および数量を示すものである。平成3(1991)年3月に、標準教材品目が設定されたことにより、それまで教材整備の基準であった教材基準は廃止された。こうした教材整備に関する国庫負担制度の経緯については、山崎(2011)¹⁵⁾が考察している。
- 注11 第四次報告に先立ち、高等学校教育の改革に関する会議が、「高等学校教育の改革の推進について(第一次報告)」(平成4(1992)年6月29日)を提出し、総合学科という名称、意義などを報告している。第四次報告では、総合学科の具体像を報告している。

文献

- 1) 福本みちよ、「臨時教育審議会後の教育制度改革に関する一考察—昭和50年代以降の特別活動論の分析をふまえて—」日本教育制度学会編『教育制度学研究』第2号、1995年11月、pp.211-226.
- 2) 山崎保寿、『高等学校における選択制の拡大と進路指導』協同出版社、1999年6月.
- 3) 戸田浩史、「『ゆとり教育』見直しと学習指導要領の在り方」参議院常任委員会調査室編『立法と調査』No.295、2009年8月、pp.65-74.
- 4) 多田孝志、「国際理解教育に関する国の施策と実践的課題」日本学校教育学会編『資料解説 学校教育の歴史・現状・課題』教育開発研究所、2009年1月、pp.267*275.
- 5) 山崎保寿、「情報教育」日本学校教育学会編『資料解説 学校教育の歴史・現状・課題』教育開発研究所、2009年1月、pp.279-288.
- 6) 海後宗臣(編集委員長)・徳永保(作成責任者)・神代浩(作成分担者)・北風幸一(作成分担者)・淵上孝(作成分担者)編、『我が国の学校教育制度の歴史について』国立教育政策研究所、2012年1月.
- 7) 宮本浩紀、「戦後教育史における改訂学習指導要領の位置づけ—資質・能力及びその育成に資する教育方法の歴史的変遷—」『信州豊南短期大学紀要』第35号、2018年3月、pp.15-37.

- 8) 福島正行, 「資料:最近10年間の教育改革・年表」大塚学校経営研究会編『学校経営研究』第30巻, 2005年4月, pp.82-88.
- 9) 岡部恒治・戸瀬信之・西村和雄編, 『分数がで
きない大学生—21世紀の日本が危ない』東洋経
済新報社, 1999年.
大野晋・上野健爾, 『学力があぶない』岩波書店,
2001年.
- 10) 山崎保寿, 「単位制高校の科目選択制度に関す
る研究—生徒および教員の科目選択制度に対
する意識を視点として—」『教育制度学研究』(日
本教育制度学会紀要), 第4号, 1997年11月,
pp.197-209.
- 11) 服部次郎, 「総合学科改編の決定をめぐる教員
の意識—筑波大学附属坂戸高等学校の教員意
識調査に基づいて—」『筑波教育学研究』第3号,
2005年, pp.43-61.
- 12) 萩原克男, 「教育改革と教育変化その現代的位
相」日本学校教育学会編『学校教育研究』第29
号, 2014年8月, pp.8-28.
- 13) 渋谷英章, 「国際化へ対応する教育政策の特質」
日本教育政策学会編『日本教育政策学会年報』
第1巻, 1994年6月, pp.70-84.
- 14) 高木展郎, 「指導要録の改訂と学習評価の変遷」
([https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/
chousa/shotou/111/shiryo/_icsFiles/
afieldfile/2015/08/19/1360907_8.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/111/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/08/19/1360907_8.pdf) 最終閲覧
日2021年5月19日)
- 15) 山崎保寿, 「教材整備に関する国庫負担制度の
変遷と課題—教材基準の意義と役割に焦点を
当てて—」『静岡大学教育学部研究報告人文・
社会科学篇』第61号, 2011年3月, pp.339-347.